

地震保険基準料率算出における 確率論的地震動予測地図（予測地図）の活用について

2026年8月5日

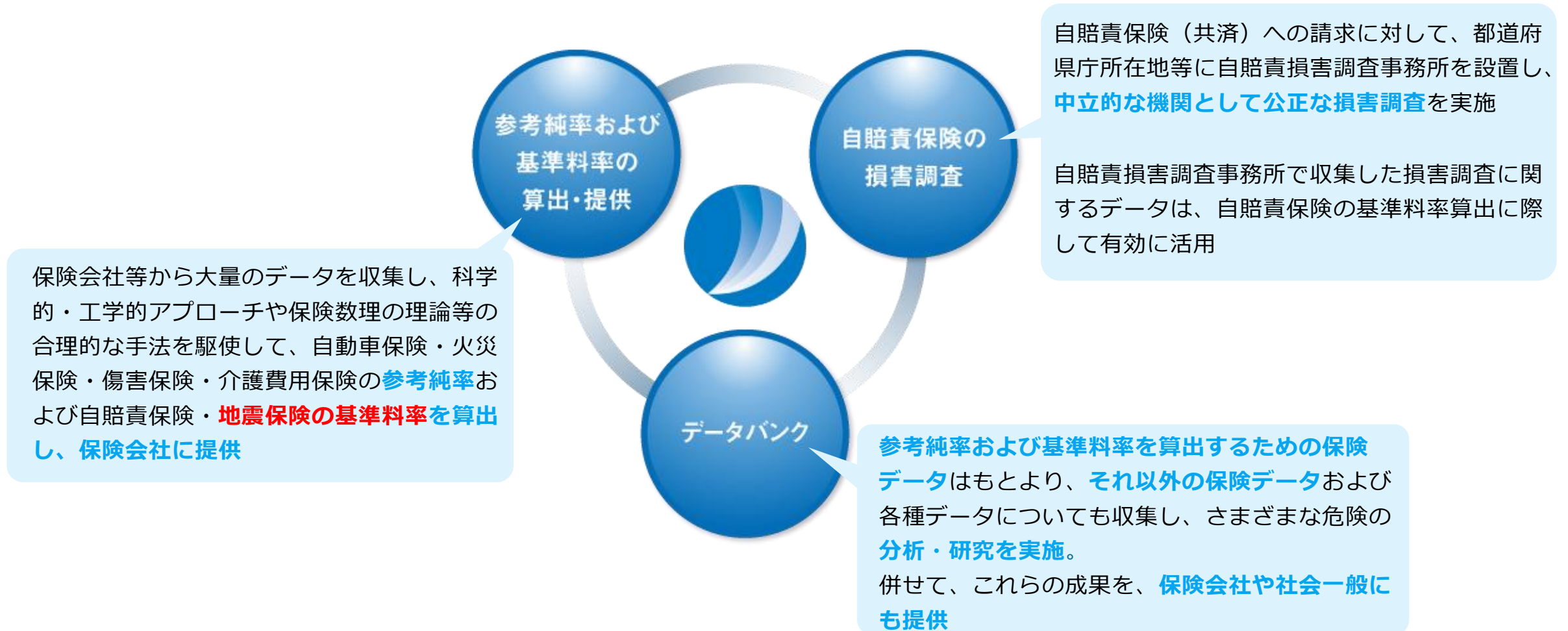
損害保険料率算出機構 火災・地震・傷害保険部

吉野 徹

損害保険料率算出機構について

「損害保険料率算出団体に関する法律」（料団法）に基づき1948年11月に設立された、日本で唯一の料率算出団体です。

「損害保険業の健全な発達と保険契約者等の利益の保護」のために、主に以下の3つの業務を実施しています。



1. 地震保険について

地震リスクの特徴

地震リスクは、以下の特性を持つため、保険制度として組成することが困難です。

火災等に比べ発生頻度が低く、
かつ発生時期が不規則



大数の法則が機能しないため、
過去の統計からリスク量を把握困難

ひとたび大地震が発生すると
巨大な損害をもたらす



民間保険会社の資力では
保険金を支払いきれない可能性がある

こうした問題を解決するため、以下のような方法を採用し、地震保険を運営しています。

長期間の収支相償を前提に、
保険料の算出方法として
被害予測シミュレーションを採用

長期間で収支を考えうる国が再保険を
引き受ける形で、**地震保険法に基づき**
官民一体で保険制度を運営

地震保険法は、被災者の生活の安定に寄与することを目的とした法律であり、**家計分野**に限定

地震保険の内容

補償内容	地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災・損壊・埋没または流失			
対象物件	居住用建物、生活用動産			
契約方法	住まいの火災保険に付帯して契約（原則自動付帯）			
保険金額（限度額）	火災保険金額の30%～50%の範囲で、建物5,000万円・家財1,000万円			
保険金支払方法 （損害区分）	被害の程度に応じた 4 つの損害区分に基づく支払方法			
	全損	大半損	小半損	一部損
	保険金額×100%	保険金額×60%	保険金額×30%	保険金額× 5 %
政府再保険※	「1回の地震等」あたりの官民保険責任額を設定 支払保険金の総額が12兆円を超える場合には、削減払いが可能			
	100% ↑ 官民負担割合 2,199億円 5,769億円 12兆円 小 1回の地震等による損害額 大 民間負担分 政府負担分 50% 約0.4%			

※ 再保険とは、保険会社が保険金の支払責任の一部を他に転嫁する仕組み

料率区分と保険料

地震保険の保険料※¹は保険の対象となる建物の**所在地**（全国を3区分に分類）とその**構造**※²によって決定します。

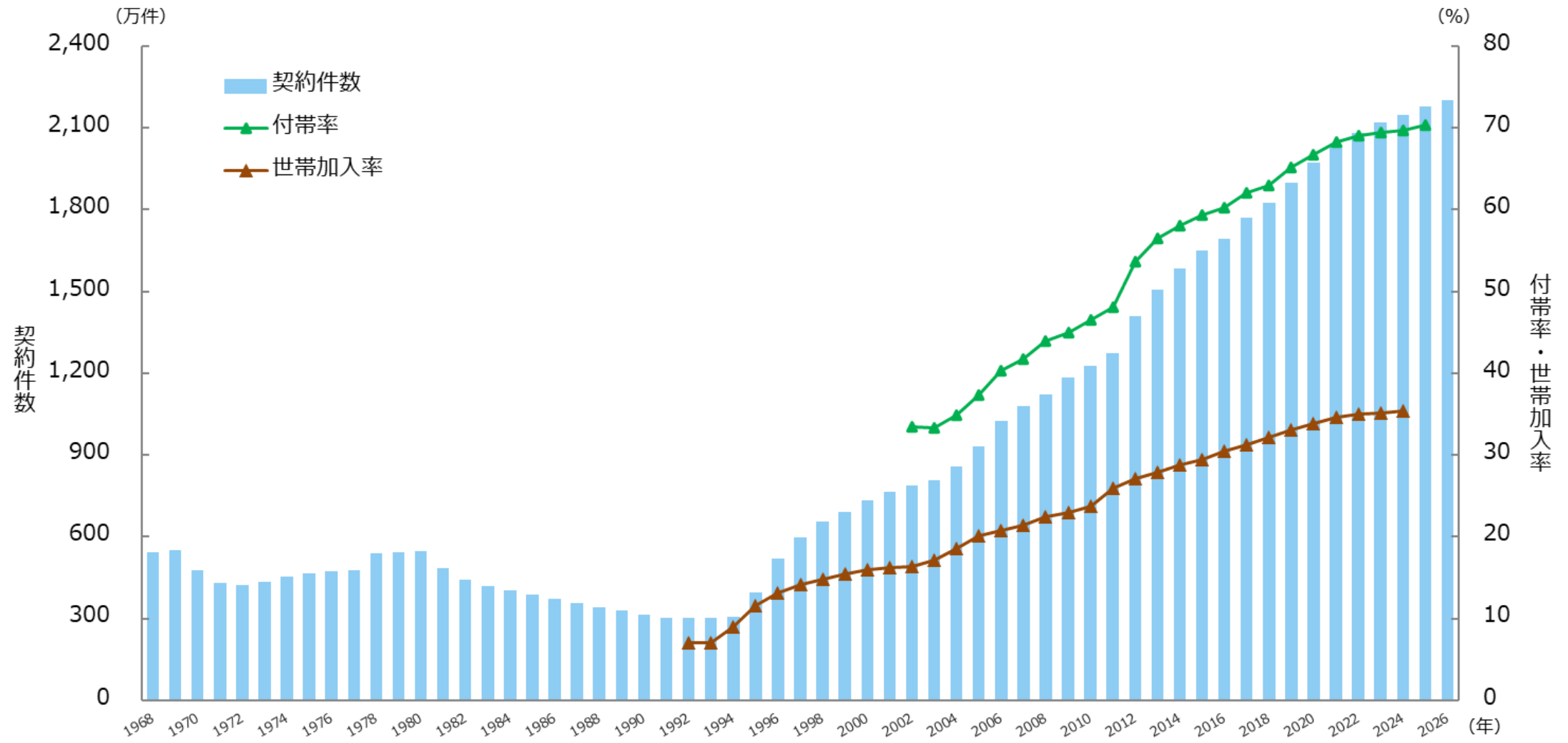
等地	都道府県※ ³	イ構造	ロ構造
1	北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、鹿児島県	7,300円	11,200円
2	福島県、宮城県、山梨県、愛知県、三重県、大阪府、和歌山県、香川県、愛媛県、宮崎県、沖縄県	11,600円	19,500円
3	茨城県、徳島県、高知県	23,000円	41,100円
	埼玉県	26,500円	
	千葉県、東京都、神奈川県、静岡県	27,500円	

- ※¹ 保険金額1,000万円、保険期間1年の場合。
- ※² 鉄骨造・鉄筋コンクリート造などのイ構造、木造などのロ構造の2つの区分がある。
- ※³ 料率改定で等地の見直しに伴う保険料の大幅な上昇を避けるため、引上げ率に上限を設ける激変緩和措置が適用されている。
このため、同じ等地であっても保険料が異なる。

なお、建物の耐震性能に応じた**割引制度（10%~50%）**もあります。

加入状況

2026年3月末時点における地震保険の**契約件数**は、**約2,201万件**です。
火災保険契約に対する付帯割合（**付帯率**）は2025年3月末時点で**70.4%**、
全世帯に対する地震保険の加入割合（**世帯加入率**）は2024年末時点で**35.4%**です。



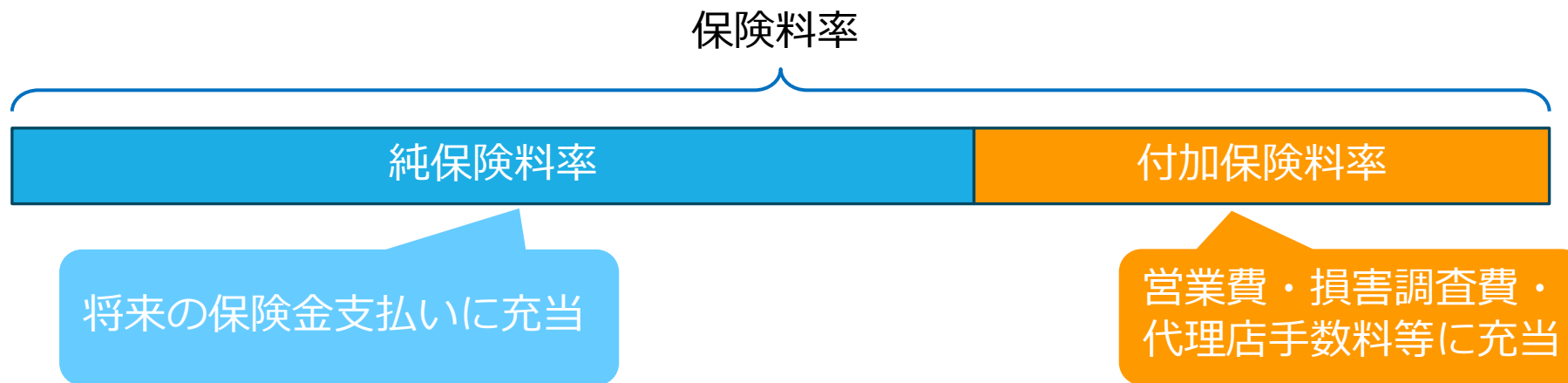
2. 地震保険基準料率の算出

地震保険の保険料率

保険料率は、保険金の支払いに充てられる**純保険料率**と、事業経費等に充てられる**付加保険料率**から成り立っています。

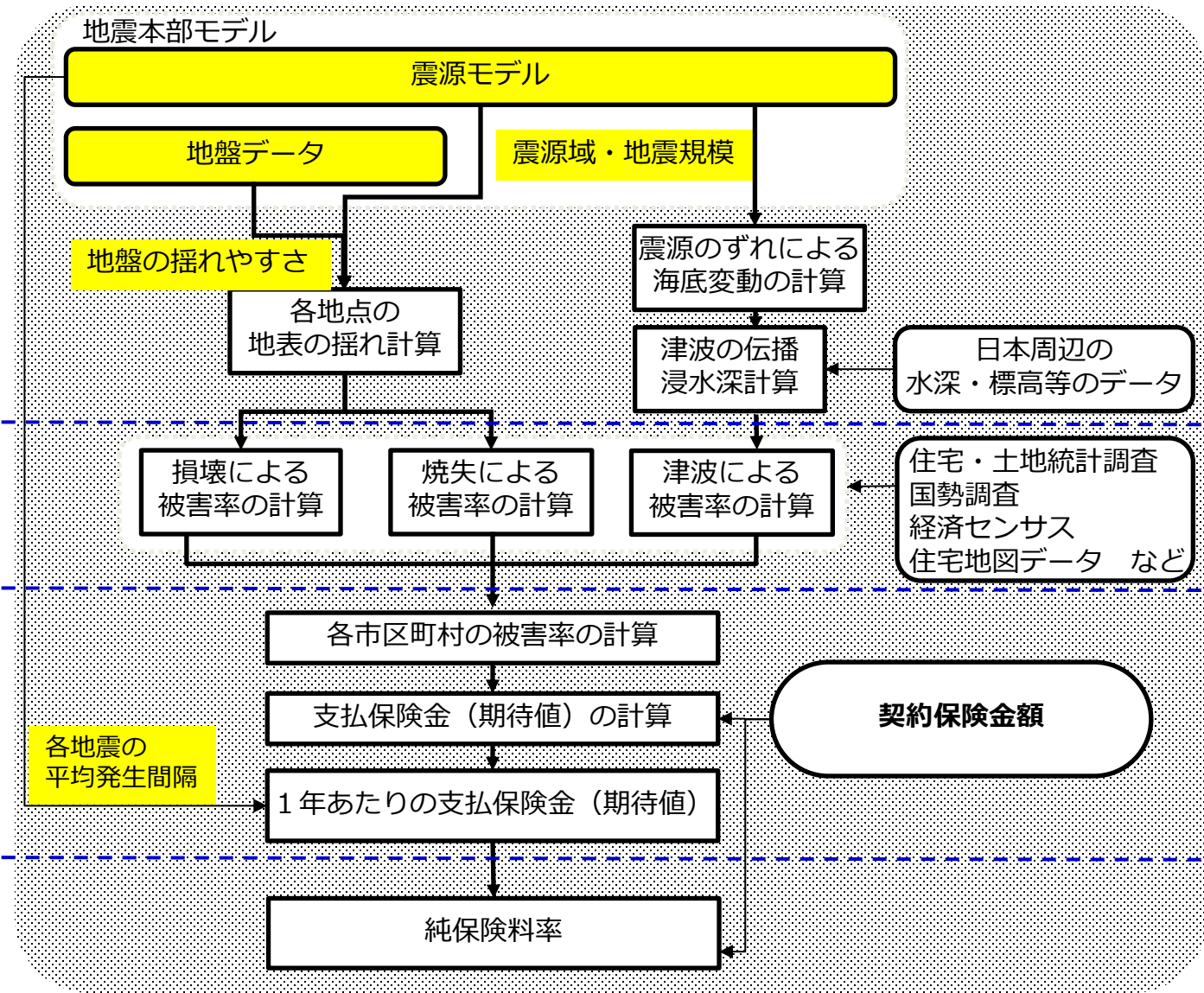
機構では、地震保険基準料率として純保険料率と付加保険料率の両方を算出しています。
なお、地震保険は公共性が極めて高い社会政策的な側面を持つ保険であることから、**保険会社の利潤を織り込んでいません**。

基準料率には使用義務がありませんが、現状、地震保険を販売する**全ての保険会社で機構の算出する基準料率を使用しています**。



純保険料率算出のための被害想定シミュレーション

純保険料率は、**予測地図に用いている各情報に基づく**被害予測シミュレーションにより算出しています。



<純保険料率算出の流れ>

- ①各地震の震源情報に基づき、シミュレーションにて地震を発生させ、250m四方の各地点での地表の揺れおよび津波の浸水深を計算する。
※損壊被害の詳細イメージは次頁参照
- ②損壊、焼失による被害率、津波による浸水深から求めた被害率を求める。
- ③契約保険金額と市区町村単位に集約した被害率から支払保険金（期待値）を計算し、更に地震の平均発生間隔を考慮することにより、1年あたりの支払保険金（期待値）を計算。
これを全ての地震について行い、結果を集計することで全地震での1年あたりの支払保険金（期待値）を求める。
- ④これを契約保険金額で除し、純保険料率を求める。

予測地図の活用例（損壊被害）

予測地図における震源モデルや地盤の情報は、例えば地震動計算において使用しています。

①－ア 震源の設定

震源モデルの各情報を設定

使用データ：マグニチュード、緯度・経度等

①－イ 工学的基盤の地震動計算

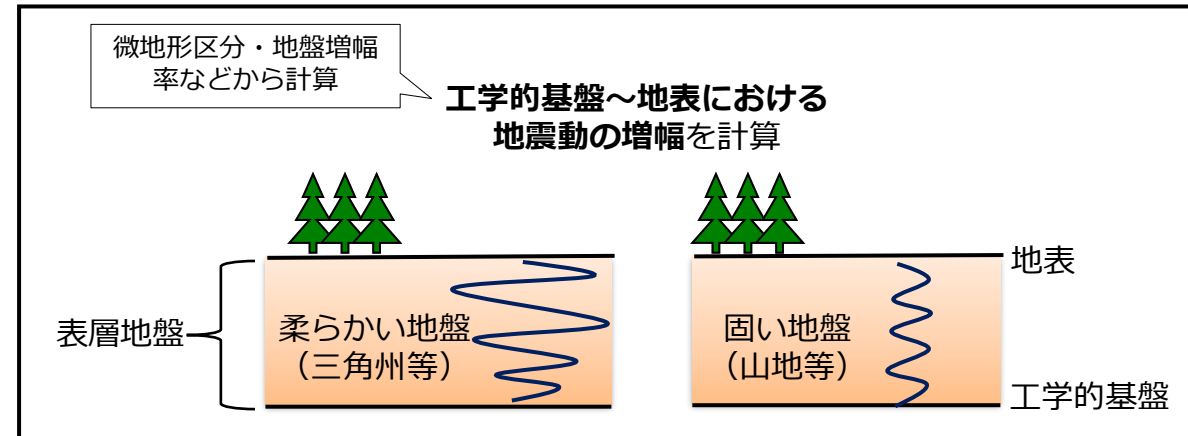
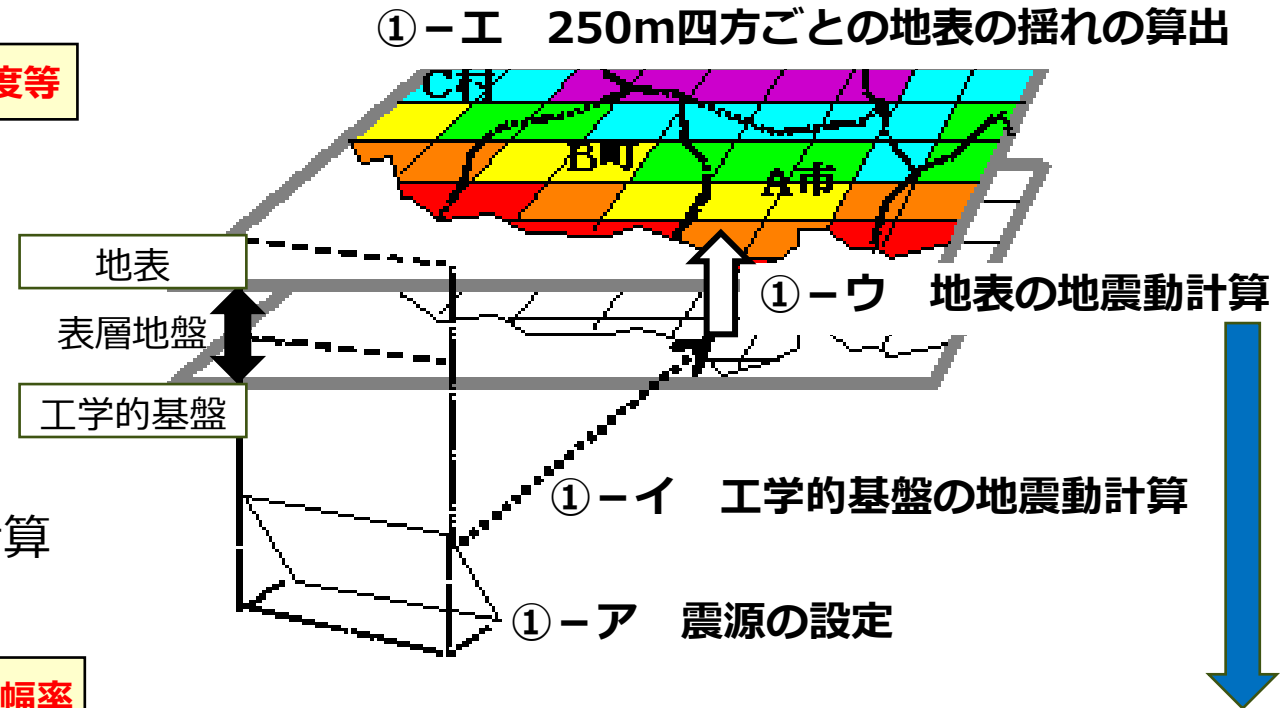
予測地図にも用いられている距離減衰式に基づき、工学的基盤において地震動がどのように伝播するか計算

①－ウ 地表の地震動計算

表層地盤において地震動がどれだけ増幅するか計算

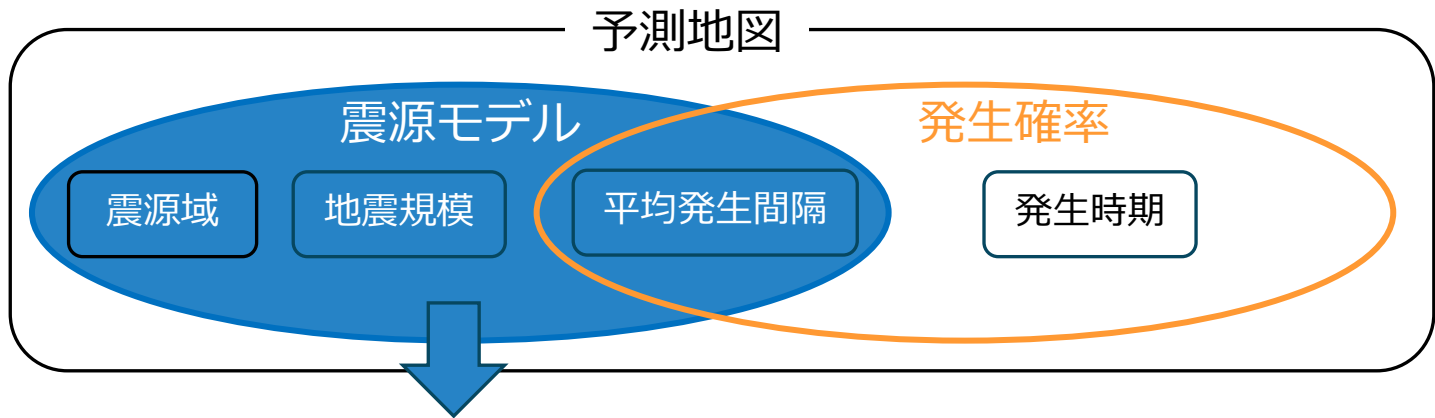
使用データ：微地形区分・地盤増幅率

①－エ 250m四方各地点における地表の揺れの算出

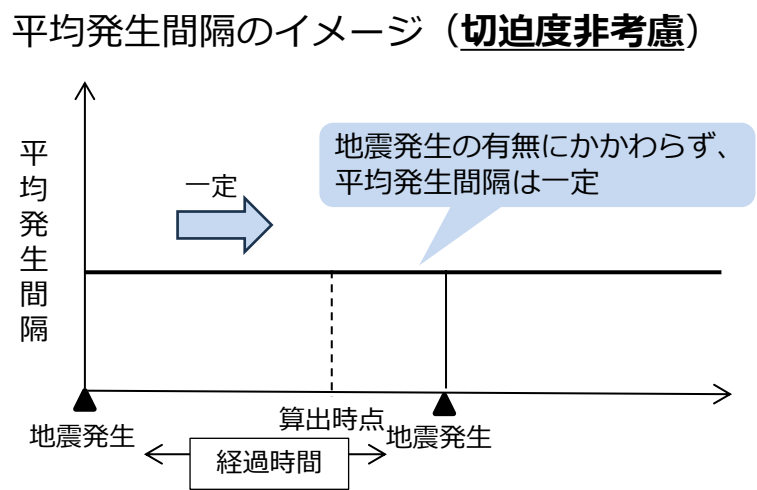
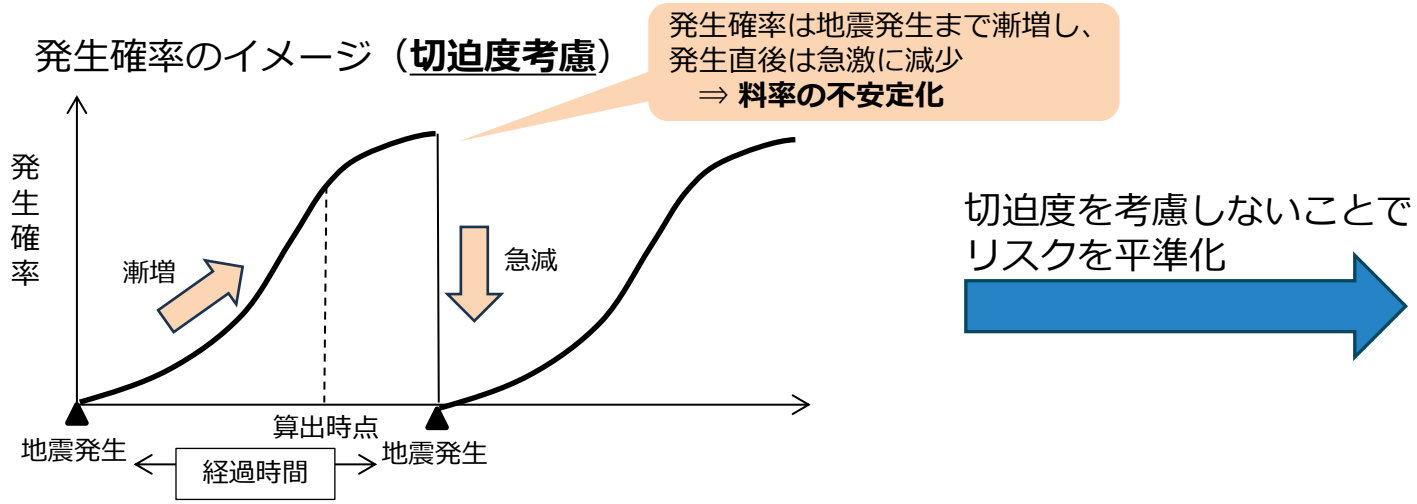


平均発生間隔と発生確率

地震保険は**長期間の収支相償を前提**とするため、料率算出するうえで**切迫度**（時間経過に伴う発生確率の変動）**を考慮していません**。
⇒予測地図における切迫度の見直しは、料率水準には影響しません。



「**震源モデル**」の情報を用いて被害予測シミュレーションを実施



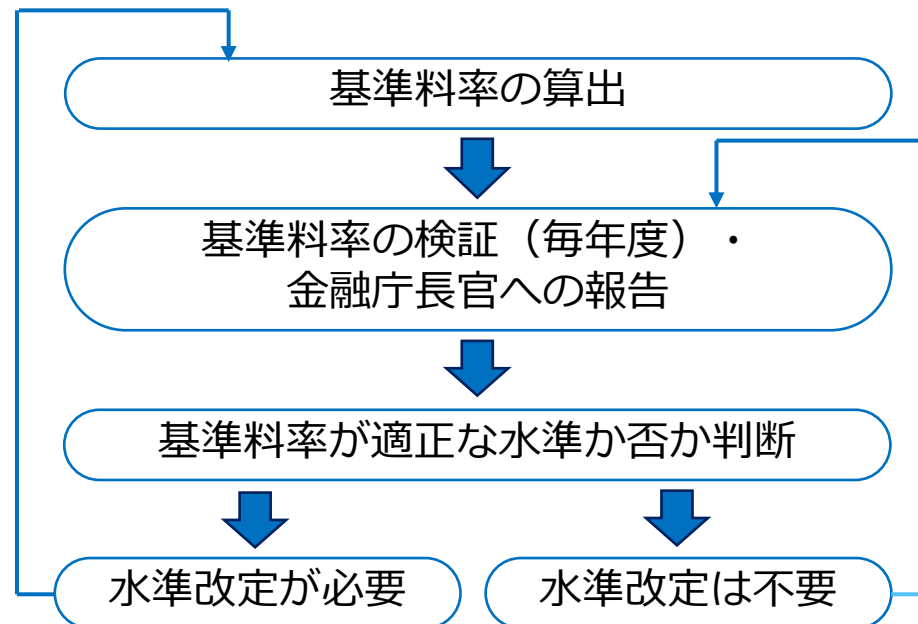
3. 検証と改定

検証と改定の流れ

■ 検証と改定

算出した基準料率について、現在のリスク実態にも合っているか毎年度検証し、検証結果を金融庁に報告しています。検証結果を踏まえ、必要に応じて基準料率の改定届出を行います。

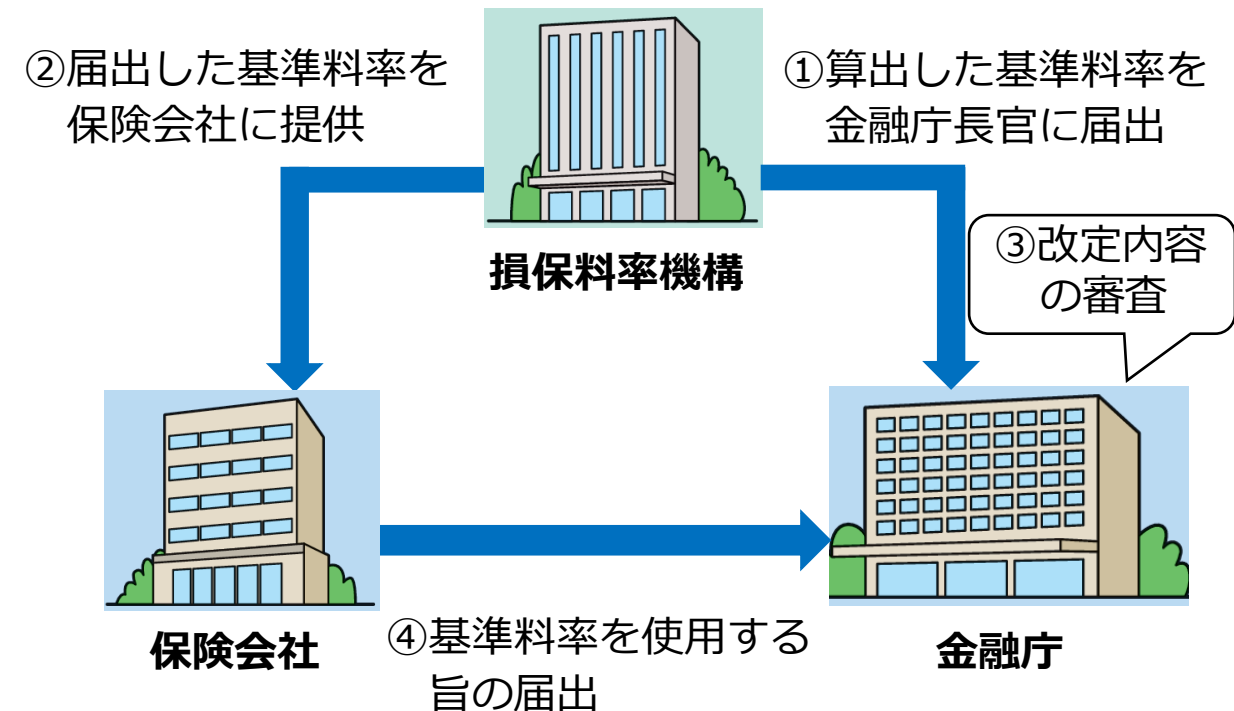
震源モデルの見直しは料率水準へ与える影響が大きい
ため、**公表年度と同一年度の検証結果に反映させることを基本方針としています。**



■ 料率改定の流れ

機構が金融庁に届出を行った改定内容（新しい基準料率）は、金融庁による審査を経て保険会社に提供されます。保険会社が新しい基準料率を使用する場合は金融庁に届出を行います。

改定内容は、届出日にニュースリリースを実施します。



予測地図と水準改定の関係

予測地図の公表時期	主な水準改定	全国平均の改定率
2005年3月公表 (初版)	2006年5月届出 2007年10月改定	▲7.7%
2012年12月公表	2013年3月届出 2014年7月改定	+15.5%
2014年12月公表	2015年9月届出 2017年1月改定	+ 5.1%
2016年6月公表	2017年6月届出 2019年1月改定	+ 3.8%
2018年6月公表	2019年5月届出 2021年1月改定	+ 5.1%
2021年3月公表	2021年6月届出 2022年10月改定	▲0.7%

以前は理科年表（国立天文台編纂）を用いてたが、データが過去の被害地震に限られることから、予測地図（初版）を用いた算出手法を導入



東北地方太平洋沖地震の発生を踏まえた予測地図（2012年版）の公表を受け、料率水準の大幅引上げを実施



予測地図（2014年版）の公表を受け、料率水準のさらなる大幅な引上げが必要となったことから、契約者負担への懸念等を考慮し、3段階に分けた改定を実施（改定の都度、最新の知見を反映）
⇒必要水準より低い料率設定であったため保険料不足が発生



予測地図（2020年版）の公表を受け、保険料不足を解消するための改定を実施

過去の改定ニュースリリース例（2013年3月届出）

【地震保険】基準料率改定の届出のご案内

— 損害保険料率算出機構は、震源モデルの見直し等に基づく地震保険基準料率の改定の届出を行いました —

<改定の理由>

損害保険料率算出機構は、地震保険基準料率を全国平均で15.5%引き上げるとともに、都道府県を地震の危険度に応じてまとめた等区分や建物の耐震性能に応じた割引率を見直す改定の届出を行いました。主な改定理由は以下のとおりです。

- ① 地震調査研究推進本部の「確率論的地震動予測地図」の見直し【2012年12月21日／結果公表】
⇒ 当機構において、公表された「確率論的地震動予測地図」に基づき地震保険基準料率の算出を行った結果、将来的な地震発生に伴う損害の危険が増加
- ② 財務省の「地震保険制度に関するプロジェクトチーム」における課題提示【2012年11月30日／報告書】
⇒ ・等区分の見直し：等区分による料率格差を合理的な範囲で平準化
・耐震性能に応じた割引率の見直し：耐震化のインセンティブ強化を図るための割引のメリハリづけ

地震保険について

地震保険は、公共性の高い保険であることから、利潤は含めず、低廉で適正な原価を算出しています。
また、契約者が支払った地震保険料は、将来の支払いに備えるため、必要経費部分を除いた全ての額を責任準備金として積み立てる仕組みとしています。

1 改定の概要

全国平均で15.5%の引上げとなります。

今回の基準料率の算出に用いた「確率論的地震動予測地図」は、現在、料率算出の基礎としているものと以下の点で異なっています。

- ①震源（地震の発生場所）データの追加および更新 } ⇒東日本を中心に料率に影響
- ②地震の規模の見直し（最大マグニチュードの上昇） } （引上げに影響）
- ③地盤データの見直し（揺れやすさの再評価） } ⇒全国的に料率に影響
（引上げ・引下げに影響）

⇒ これらを踏まえて、当機構において基準料率を算出した結果、全国的に基準料率の改定が必要となりました。

- ※ 引上げ・引下げ率は、都道府県、建物の構造ごとに異なります。
- ※ 建物構造・等別別保険料の引上げ率は最大30%までとする激変緩和措置を設けています。

これまでの被害実態などを勘案し、免震建築物割引率および耐震等級割引率（耐震等級3および2）の割引率を拡大しました。

		現 行	改 定
免震建築物割引率		30%	50%
耐震等級割引率	耐震等級3	30%	50%
	耐震等級2	20%	30%

2 各等地の代表的な保険料例

● 契約条件：保険金額1,000万円、保険期間1年間の場合

4. 要望事項

機構からの要望事項

○ 公表スケジュールの明示等

機構では、予測地図に用いる震源モデル等の各情報に基づく**検証結果を、金融庁に毎年度報告**

⇒震源モデルの見直しは料率水準へ与える影響が大きいことが多く、予測地図の更新年度では最新の公表情報に基づく検証結果を報告する必要があるため、**機構では予測地図の更新スケジュールに合わせた対応が必要**

⇒**予測地図の公表スケジュールおよび改定内容については、可能な限り早期に計画を明示いただければありがたい。**

○ 予測地図の更新内容の説明

機構では、検証結果に応じて料率を改定しており、**改定内容について届出日にニュースリリースを実施**

⇒震源モデルの見直しにより料率水準へ与える影響が大きい場合には、ニュースリリースにて見直し内容に言及する必要がある、**社会全体に向けたわかりやすい説明が必要**

⇒**予測地図の更新経緯・内容※等について、可能な限り広く公表いただき、社会への納得感のある説明に協力いただければありがたい。**

※震源モデルの更新による地震の増減、マグニチュード・平均発生間隔等の情報など

ご清聴ありがとうございました。